大気汚染について

第2回 大気汚染に関する苦情の現状

公害等調整委員会事務局

■はじめに

今年度の誌上セミナーは大気汚染をテーマに連載しています。第2回は、大気汚染に関する苦情の現状について取り上げます。

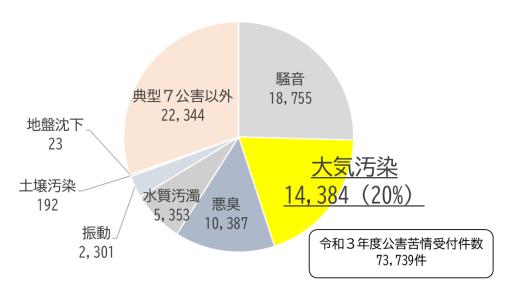
公害苦情調査結果報告書から令和3年度の大気汚染に関する苦情の概況、苦情受付件数の推移及び都道府県別の苦情の受付状況等について解説します。また、今回の誌上セミナーの執筆に当たって、大気汚染に関する苦情の多くを占める「焼却(野焼き)」について、相対的に苦情受付件数の多い36の地方公共団体にヒアリングを実施しました。ヒアリングを通して得られた「焼却(野焼き)」に関する苦情の傾向についても触れながら紹介していきたいと思います。なお、今回紹介しきれなかったものについては、次回の誌上セミナーにおいて取り上げる予定です。

1. 令和3年度の大気汚染に関する苦情の概況

- ・典型7公害では騒音(18,755件)に次いで大気汚染(14,384件)に関する苦情件数が多い。
- ・大気汚染に関する苦情は、公害苦情全体の20%を占めている。
- ・大気汚染に関する苦情の主な発生原因は、「焼却(野焼き)」に関する苦情が9,756件(68%)と最も多く、次いで「工事・建設作業」に関する苦情が2,224件(15%)となっている。
- ・「焼却(野焼き)」に伴う大気汚染に関する苦情は、公害苦情全体の13%を占めている。
- ・公害苦情全体を主な発生原因別に見ると、「焼却(野焼き)」に関する苦情が 12,877 件(17%)と 最も多く、その 12,877 件について、公害の種類別に内訳を見ると、大気汚染として計上された苦 情が 76%(9,756 件)、悪臭として計上された苦情が 18%(2,305 件)となっている。

はじめに令和3年度の公害苦情調査結果報告書から大気汚染に関する苦情の概況を見ていきます。令和3年度の全国の公害苦情受付件数は73,739件あり、そのうち「典型7公害」に関する苦情は51,395件(70%)、「典型7公害以外」に関する苦情は22,344件(30%)となっています。

典型7公害では騒音に関する苦情が18,755件と最も多く、次いで大気汚染に関する苦情が14,384件となっています(図1)。大気汚染に関する苦情は公害苦情受付件数全体の20%を占めています。

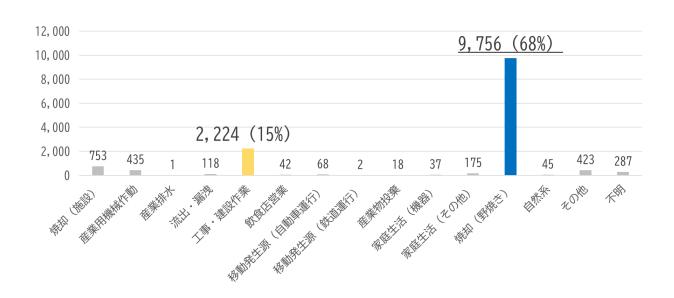


【図1】公害苦情受付件数の内訳

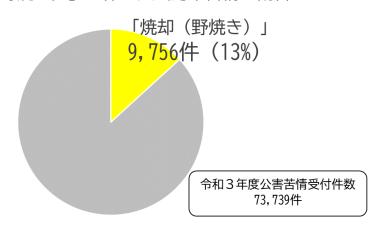
大気汚染に関する苦情の主な発生原因は、「焼 却(野焼き)」に伴う苦情が9,756件と最も多く なっており、大気汚染に関する苦情の 68%を占 めています(図2)。「焼却(野焼き)」の次に多い

のが「工事・建設作業」に関する苦情で 2,224 件 (15%)となっています。また、「焼却(野焼き)」 に伴う大気汚染に関する苦情は、公害苦情受付件 数全体の13%を占めています(図3)。

【図2】大気汚染に関する苦情の主な発生原因



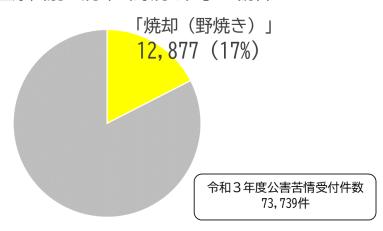
【図3】公害苦情全体に占める 「焼却(野焼き)」に伴う大気汚染苦情の割合

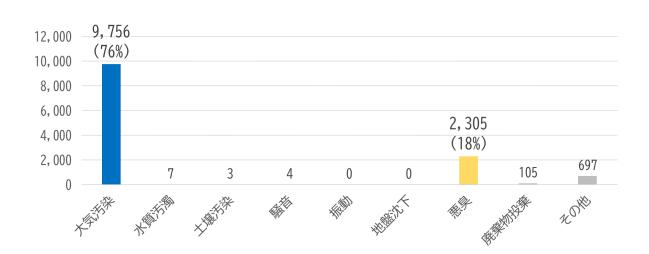


また、令和3年度に受け付けた全ての公害苦情 73.739 件をその主な発生原因別に見ると、「焼却 (野焼き)」に関する苦情が12,877件と最も多く、 全体の 17%を占めています (図4)。 更にその 12,877件について、公害の種類別に内訳を見ると、 大気汚染として計上された苦情が 76% (9,756

件)、悪臭として計上された苦情が 18% (2,305件) となっています(図5)。僅かですが廃棄物投棄 として計上された苦情も 1% (105件) 含まれて います。これらのことから、いかに地方公共団体 の相談窓口に「焼却(野焼き)」に関する苦情が寄 せられているかが分かります。

【図4】公害苦情全体に占める 主な発生原因別「焼却(野焼き)」の割合





【図5】公害苦情全体における「焼却(野焼き)」 に関する苦情の公害の種類別内訳

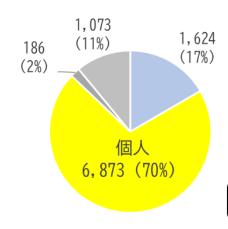
大気汚染に関する苦情の発生源の内訳を見ると、「焼却(野焼き)」に伴う苦情の70%が個人によるも の、「工事・建設作業」に伴う苦情の90%が会社・事業所によるものとなっている。

大気汚染に関する苦情について、その発生源の 内訳を見ていきます。「焼却(野焼き)」に伴う大 気汚染に関する苦情の発生源については、全体の 70%となる 6,873 件が「個人」によるものとなっ ています(図6)。また、「工事・建設作業」に伴 う大気汚染に関する苦情の発生源については、全 体の 90%となる 2,012 件が「会社・事業所」(95% は建設業者)によるものとなっています(図7)。

誌上セミナーの執筆に当たって実施した地方 公共団体へのヒアリングで伺ったところでは、多 くの地方公共団体において、「焼却(野焼き)」に 伴う大気汚染に関する苦情の発生源については、 農家によるものだけでなく、家庭菜園をしている 方や庭や山林などを所有する方なども含まれて いるとのことでした。例えば、商売を目的とせず に、軽易、小規模に野菜を栽培する場合でも、収 穫時に発生する茎葉や野菜くず等の農業残渣を 焼却処理するケース、庭や所有する山林の手入れ により発生する剪定枝や落ち葉等を焼却処理す るケースがあります。「焼却(野焼き)」に伴う大 気汚染に関する苦情の発生源の多くが「個人」に よるものであることから、こうした「個人」によ る野焼きにより発生する煙害に対して、周囲の住 民等から多数苦情が寄せられていることがうか がえます。

また、「焼却(野焼き)」に伴う大気汚染に関す る苦情の発生源について、発生原因が「不明」の ものが 1,073 件あり、全体の 11%を占めていま す。このことから「焼却(野焼き)」に伴う苦情に ついては、行為者が特定できないケースも一定数 あることがうかがえます。

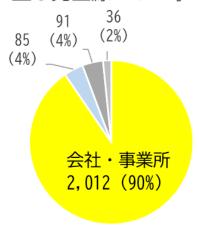
【図6】主な発生源 ※焼却(野焼き)



全体:9,756件

■会社・事業所 ■個人 ■その他 ■不明

【図7】主な発生源 ※工事・建設作業



全体:2,224件

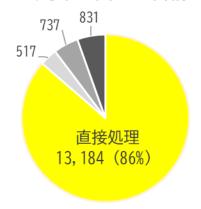
会社・事業所 ■個人 ■その他 ■不明

- ・大気汚染に関する苦情の処理件数の内訳を見ると、86%は直接処理されている。また、直接処理された苦情の 96%は、苦情申立てから半年以内に処理されている。
- ・苦情の処理方法は、全体の77%が発生源側に対する行政指導となっている。
- ・公害規制法令との関係別に見ると、38%が「違反なし」となっている。

大気汚染に関する苦情の処理件数の内訳を見ると、直接処理が 13,184 件と最も多く、全体の86%を占めています(図8)。これは公害苦情全

体の構成比と概ね同じです(公害苦情全体の受付件数 79,371 件のうち直接処理されたものは66,341件(84%))。

【図8】大気汚染に関する苦情の処理件数



受付件数:15,269件

(内訳)

新規受付:14,384件

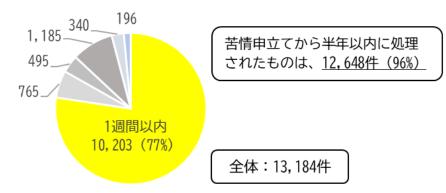
前年度からの繰り越し:885件

■直接処理 ■他へ移送 ■翌年度へ繰り越し ■その他

直接処理された苦情の 77% (10,203 件) は、 苦情申立てから1週間以内に処理されています (図9)。また、直接処理された苦情のうち苦情 申立てから半年以内に処理されたものの合計は、

全体の 96% (12,648 件) を占めています。一方、 僅かですが苦情申立てから1年を超えたものも 196件(1%)あります。

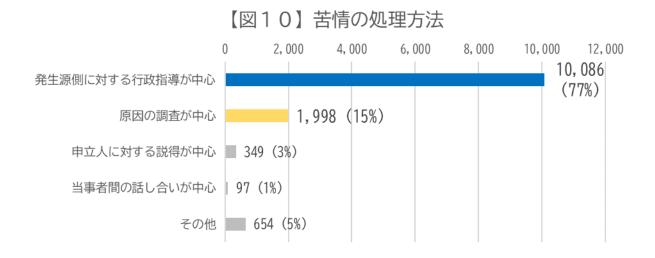
【図9】直接処理について 苦情申立てから処理までの期間



1週間以内 □ 1 か月以内 □ 3 か月以内 □ 6 か月以内 □ 1 年以内 □ 1 年超

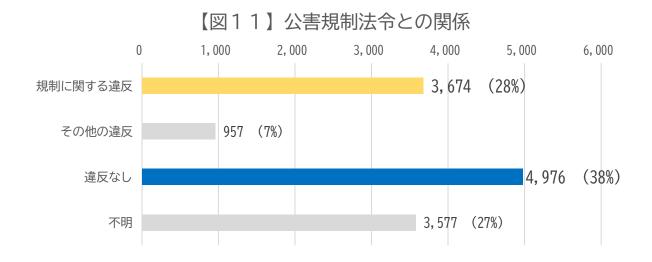
大気汚染に関する苦情の処理方法の内訳を見 ると、「発生源側に対する行政指導が中心」が最 も多く全体の 77% (10,086件) を占めています (図 10)。その他、「原因の調査が中心」が 1,998 件(15%)、「申立人に対する説得が中心」が349

件(3%)となっています。大気汚染に関する苦 情については、苦情の発生源が特定できないケー スや、地方公共団体の相談窓口の対応に納得でき ない市民を説得するケースもあることがうかが えます。



大気汚染に関する苦情の68%は焼却(野焼き) に伴うものです。焼却(野焼き)には、野焼きの 例外規定 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 行令(昭和46年政令第300号)第14条)があ りますが、苦情の処理方法について発生源側に対 する行政指導が多くを占めていることから、野焼 きの例外規定に該当するケースであっても、行為 者に対して行政指導を行っていることがうかが えます。

公害規制法令との関係を見ると、「違反なし」 が 4,976 件と最も多く、全体の 38%を占めてい ます(図11)。野焼きに伴う苦情は、行為者が野 焼きの例外規定に該当する場合も多数あること がうかがえます。一方で「規制に関する違反」が 3,674件(28%)となっており、個人が庭の剪定 枝や落ち葉、家庭から出るゴミ等を焼却している ケースも多数あることがうかがえます。



2. 大気汚染に関する苦情受付件数の推移

- ・大気汚染に関する全国の苦情受付件数は、平成 21 年度に2万件を下回って以降、緩やかに減少して いる。
- ・令和2年度は苦情件数が一時的に増加。その後、令和3年度は令和元年度の水準まで減少している。
- ・典型7公害の他の苦情との関係では、平成9年度から平成 25 年度までは大気汚染に関する苦情が最 も多くなっており、平成 26 年度以降は騒音に次いで大気汚染に関する苦情が多い状態で推移してい る。

大気汚染に関する苦情受付件数の推移につい て見ていきます。平成9年度は大気汚染に関する 苦情受付件数が対前年度 1.8 倍となる 19,668 件 と急激に増加しています(図12)。また、翌平成 10 年度には更に苦情受付件数が増加し、過去最 高となる 30,499 件となっています(公害苦情全 体の 37%、典型 7 公害全体の 47%)。その後、大 気汚染に関する苦情受付件数は、他の典型7公害 と比較して件数が多い状態で推移しています。

この大気汚染に関する苦情件数が急激に増加 した背景を特定する資料はありませんが、公害等 調整委員会事務局が財団法人統計情報研究開発 センターに委嘱して作成した「公害苦情調査結果 データ分析 | (平成 15年3月公害等調整委員会事 務局)において、社会現象といわれる「ダイオキ シン問題 | の報道をきっかけとして苦情申立てが 増加した可能性について指摘されています。

(参考)「公害苦情調査結果データ分析」(平成 15 年 3 月公害等調整委員会事務局)

- 「大気汚染の苦情件数が平成9年2月頃から増加した理由については、社会問題となったい わゆる「ダイオキシン問題」との関連が指摘されている。しかし、調査事項の範囲からは「ダ イオキシン問題」に関する苦情とは特定できず、はっきりした関係を直接説明できない」(P.75)
- 「受付苦情件数のグラフと事象の対応を見ると、平成9年2月の小さい山とそれ以降の増加 傾向は 「死亡率増加報道 | から始まる一連の事象の影響が考えられる。 平成 10 年は特に大きな 話題の存在は確認できなかったが、常に「ダイオキシン問題」報道が行われている状況で、関 心が非常に高く、敏感になっていたのではないかと考えられる。」(P.76)
- 「「ダイオキシン問題」は、平成 11 年をピークに収まっていると一般に考えられているが、 大気汚染の苦情件数は依然として件数の多い状態で推移している。平成 11 年度以降の苦情件 数の動きは、「横ばい」、「波少」、「増加」傾向のいずれとも判断がつかない。件数の多い状態で 推移している理由の仮説としては、「苦情を申し立てる行動が一般的になった(敷居が低くなっ た)」、「組織的な行動が背景にある」、「ダイオキシン問題とは全く別の苦情が発生している」 な どが考えられる。| (P.76)
- 「大気汚染の苦情件数が急増したことについては、社会現象といわれる「ダイオキシン問題 | の報道をきっかけとする苦情申立てが占める割合が大きいと考えられる | (P.77)

誌上セミナ「大気汚染について」

平成 10 年度以降、大気汚染に関する苦情受付件数は2万件以上で推移していますが、平成 21 年度に2万件を下回って以降(19,324件)は、緩やかに減少しながら推移しています。令和2年度は苦情受付件数が一時的に増加していますが、令和3年度は令和元年度の水準まで減少しています。

典型 7 公害の他の苦情との関係では、平成 22 年度以降、騒音に関する苦情受付件数が増加傾向にあり、平成 26 年度に騒音と大気汚染の順位が入れ替って以降は、大気汚染に関する苦情受付件数は騒音に次いで多い状態で推移しています。



【図12】典型7公害に関する苦情受付件数の推移

- ・令和2年度の大気汚染に関する苦情受付件数の一時的増加について、都道府県別の状況を見ると、 8府県を除く、全体の83%に当たる39の都道県で苦情受付件数が増加している。
- ・令和元年度から令和3年度までの3年間の苦情受付件数の推移は、都道府県ごとに異なるが、令和2年度の苦情受付件数の一時的な増加傾向は、全体の38%に当たる18の都道県に見られる。
- ・令和2年度は、特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナ感染症の影響により生活環境が大きく変化した年であり、苦情件数の一時的増加の要因としては、在宅時間が増えたことにより、野焼きの煙に対して苦情を申し立てる人などが増えたことが考えられる。

令和2年度は大気汚染に関する苦情受付件数が一時的に増加しています。都道府県別にその状況を見ると、全ての都道府県に当てはまる傾向ではないことが分かります(図13)。

令和2年度の都道府県別の苦情受付件数を見ると、8の府県(埼玉県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、高知県、熊本県、宮崎県)を除く、39の都道県(全体の83%)で令和元年度よりも

苦情受付件数が増加しています。

令和元年度から令和3年度の3年間の苦情受 付件数の推移を見ると、

- 横ばい : 2 (秋田県、広島県)
- · 增加傾向: 7 (山形県、山梨県、岐阜県、 山口県、香川県、佐賀県、大分県)
- · 減少傾向: 6 (埼玉県、大阪府、京都府、 兵庫県、熊本県、宮崎県)

となっており、令和2年度の一時的な苦情受付件 数の増加傾向 1は全体の 38%に当たる 18 の都道 県(北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、 東京都、新潟県、富山県、長野県、静岡県、滋賀 県、和歌山県、島根県、岡山県、福岡県、長崎県、 鹿児島県、沖縄県) に見られます。その他、

・ 令和2年度に苦情受付件数が増加した都道 県で、令和3年度の苦情受付件数が令和元年 度の苦情受付件数と同程度までは減少してい ないもの(その差が11件以上あるもの):12 (青森県、岩手県、茨城県、栃木県、神奈川

- 県、石川県、福井県、愛知県、三重県、奈良 県、徳島県、愛媛県)
- ・ 令和2年度に苦情受付件数が減少した府県 で、令和3年度に苦情受付件数が増加したも の:2 (鳥取県、高知県)

となっており、都道府県ごとにその傾向は異なっ ています。

令和2年度は、特別措置法に基づく緊急事態宣 言が発出されるなど、新型コロナ感染症の影響に より生活環境が大きく変化した年でした。誌上セ ミナーの執筆に当たって実施した地方公共団体 へのヒアリングで伺ったところでは、全ての市区 町村に当てはまる訳ではありませんが、令和2年 度の苦情受付件数の増加の要因としては、在宅時 間が増えたことにより、これまで気付くことのな かった野焼きの煙に対して、「換気をしたいが窓 を開けることができない」、「洗濯物に臭いが付く」 等の苦情を申し立てる人などが増えたことが考 えられます。

¹ 令和2年度に苦情受付件数が一時的に増加した31の都道県(秋田県は横ばいで計上)のうち、令和3年 度の苦情受付件数が令和元年度の苦情受付件数と同程度(その差が 10 件以内のもの)あるいは令和元年度 の苦情受付件数を下回った都道県を計上した。

3	【図13】大気汚染の苦情件数の推移					
2 青森県 61 82 73 3 岩手県 44 86 61 4 宮城県 35 58 42 5 秋田県 143 145 142 6 山形県 33 60 77 7 福島県 72 86 79 8 茨城県 674 875 788 9 栃木県 324 393 353 10 群馬県 251 392 250 11 埼玉県 885 846 727 12 千葉県 988 1,599 991 13 東京都 1,102 1,235 1,047 14 神奈川県 823 1,158 985 15 新潟県 167 218 164 16 富山県 29 49 39 17 石川県 65 111 107 18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130			R1	R2	R3	
3	1	北海道	223	272	230	
4 宮城県 35 58 42 5 秋田県 143 145 142 6 山形県 33 60 77 7 福島県 72 86 79 8 茨城県 674 875 788 9 栃木県 324 393 353 10 群馬県 251 392 250 11 埼玉県 885 846 727 12 千葉県 988 1,599 991 13 東京都 1,102 1,235 1,047 14 神奈川県 823 1,158 985 15 新潟県 167 218 164 16 富山県 29 49 39 17 石川県 65 111 107 18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130 20 長野県 520 649 424 21 岐阜県 275 295 341 <tr< td=""><td>2</td><td>青森県</td><td>61</td><td>82</td><td>73</td></tr<>	2	青森県	61	82	73	
5 秋田県 143 145 142 6 山形県 33 60 77 7 福島県 72 86 79 8 茨城県 674 875 788 9 栃木県 324 393 353 10 群馬県 251 392 250 11 埼玉県 885 846 727 12 千葉県 988 1,599 991 13 東京都 1,102 1,235 1,047 14 神奈川県 823 1,158 985 15 新潟県 167 218 164 16 富山県 29 49 39 17 石川県 65 111 107 18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130 20 長野県 520 649 424 21 岐阜県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406	3	岩手県	44	86	61	
6 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	4	宮城県	35	58	42	
 7 福島県 7 次城県 674 875 788 9 栃木県 324 393 353 10 群馬県 251 392 250 11 埼玉県 885 846 727 12 千葉県 988 1,599 991 13 東京都 1,102 1,235 1,047 14 神奈川県 823 1,158 985 15 新潟県 167 218 164 16 富山県 29 49 39 17 石川県 65 111 107 18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130 20 長野県 520 649 424 21 岐阜県 275 295 341 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193 75 932 818 24 395 48 414 395 529 奈良県 48 414 395 30 和歌山県 119 144 118 	5	秋田県	143	145	142	
8 茨城県 674 875 788 9 栃木県 324 393 353 10 群馬県 251 392 250 11 埼玉県 885 846 727 12 千葉県 988 1,599 991 13 東京都 1,102 1,235 1,047 14 神奈川県 823 1,158 985 15 新潟県 167 218 164 16 富山県 29 49 39 17 石川県 65 111 107 18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130 20 長野県 520 649 424 21 岐阜県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	6	山形県	33	60	77	
9 栃木県 324 393 353 10 群馬県 251 392 250 11 埼玉県 885 846 727 12 千葉県 988 1,599 991 13 東京都 1,102 1,235 1,047 14 神奈川県 823 1,158 985 15 新潟県 167 218 164 16 富山県 29 49 39 17 石川県 65 111 107 18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130 20 長野県 520 649 424 21 岐阜県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193	7	福島県	72	86	79	
10 群馬県 251 392 250 11 埼玉県 885 846 727 12 千葉県 988 1,599 991 13 東京都 1,102 1,235 1,047 14 神奈川県 823 1,158 985 15 新潟県 167 218 164 16 富山県 29 49 39 17 石川県 65 111 107 18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130 20 長野県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	8	茨城県	674	875	788	
11 埼玉県 885 846 727 727 727 727 728 748 728 728 729 72	9	栃木県	324	393	353	
12 千葉県 988 1,599 991 13 東京都 1,102 1,235 1,047 14 神奈川県 823 1,158 985 15 新潟県 167 218 164 16 富山県 29 49 39 17 石川県 65 111 107 18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130 20 長野県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	10	群馬県	251	392	250	
13 東京都	11		885	846	727	
14 神奈川県 823 1,158 985 15 新潟県 167 218 164 16 富山県 29 49 39 17 石川県 65 111 107 18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130 20 長野県 520 649 424 21 岐阜県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	12	 千葉県	988	1,599	991	
15 新潟県 167 218 164 16 富山県 29 49 39 17 石川県 65 111 107 18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130 20 長野県 520 649 424 21 岐阜県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	13	東京都	1,102	1,235	1,047	
16 富山県 29 49 39 39 17 石川県 65 111 107 18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130 20 長野県 520 649 424 21 岐阜県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	14	神奈川県	823	1,158	985	
16 富山県 29 49 39 17 石川県 65 111 107 18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130 20 長野県 520 649 424 21 岐阜県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	15		167	218	164	
17 石川県 65 111 107 18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130 20 長野県 520 649 424 21 岐阜県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	16		29	49	39	
18 福井県 138 184 181 19 山梨県 108 118 130 20 長野県 520 649 424 21 岐阜県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	17		65	111	107	
19 山梨県 108 118 130 20 長野県 520 649 424 21 岐阜県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	18		138	184	181	
20 長野県 520 649 424 21 岐阜県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	19		108	118	130	
21 岐阜県 275 295 341 22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	20		520	649	424	
22 静岡県 411 492 406 23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	21		275	295	341	
23 愛知県 1,348 1,753 1,472 24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	22		411	492	406	
24 三重県 302 411 313 25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	23		1,348	1,753	1,472	
25 滋賀県 95 126 76 26 京都府 295 226 193 27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	24					
27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	25	滋賀県	95	126	76	
27 大阪府 975 932 818 28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	26		295	226	193	
28 兵庫県 488 414 395 29 奈良県 94 155 143 30 和歌山県 119 144 118	27		975	932	818	
30 和歌山県 119 144 118	28	_	488	414	395	
30 和歌山県 119 144 118	29	奈良県	94	155	143	
21 良取目 62 24 40	30	和歌山県	119	144	118	
51 「	31	鳥取県	63	34	40	
32 島根県 102 137 111	32	島根県	102	137	111	
33 岡山県 145 152 144	33	岡山県	145	152	144	
34 広島県 294 296 295	34	広島県	294	296	295	
	35		197	200	218	
36 徳島県 107 135 131	36		107	135	131	
12 3111	37		120		150	
38 愛媛県 227 258 251	38		227	258	251	
	39		65	46	50	
	40		737	831	720	
	41		162	174	180	
42 長崎県 172 231 142	42			231	142	
43 熊本県 184 174 172	43		184		172	
	44		131	151	167	
7 33331	45				214	
	46				110	
47 沖縄県 125 162 124	47					

3. 「焼却(野焼き)」に関する苦情の都道府県別の受付状況

- ・野焼きは全国的に行われているものの、都道府県別に「焼却(野焼き)」に伴う大気汚染に関する苦情 の受付状況を見ると、特定の地域に苦情が集中しており、野焼きに対してあまり苦情が発生していな い地域もある。
- ・関東地方、東海地方は相対的に苦情受付件数が多い。
- 長野県、大阪府、福岡県も相対的に苦情受付件数が多い。

大気汚染に関する苦情の主な発生原因の 68% を占める「焼却(野焼き)」に関する苦情について、 都道府県別にその傾向を見ていきます。

公害苦情調査結果報告書から令和3年度の都 道府県別の「焼却 (野焼き)」に伴う大気汚染に関 する苦情の受付状況を見ると、野焼きは全国的に 行われているものの、特定の地域に苦情が集中し ていることが分かります(図 14)。一方、あまり 苦情が発生していない地域もあります。

「焼却 (野焼き)」に関する苦情の都道府県別の 受付状況を見ると

- ・ 100 件未満:16 (うち 30 件未満:5)
- · 100 件~200 件未満:16
- · 200件~300件未満:5(栃木県(296件)、 群馬県 (208件)、岐阜県 (232件)、三重県 (235件)、愛媛県(200件))
- · 300件~500件未満:5(埼玉県(468件)、 東京都(404件)、長野県(366件)、静岡県 (316件)、大阪府(322件))
- · 500 件以上: 5 (茨城県 (673 件)、千葉県 (768件)、神奈川県(622件)、愛知県(1,052 件)、福岡県(570件))

となっています。

関東地方、東海地方は相対的に苦情受付件数が 多い傾向があります。その他、長野県、大阪府、 福岡県も苦情受付件数が多くなっています。

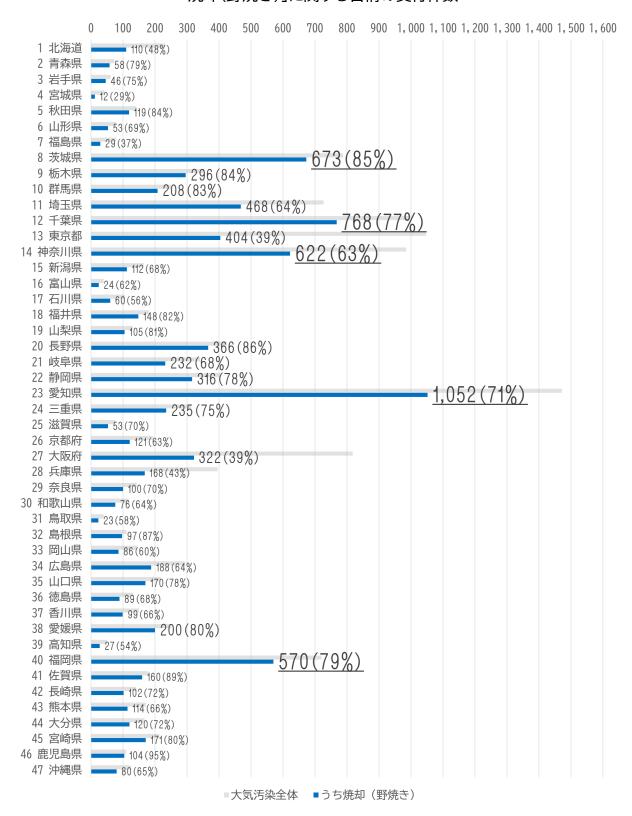
また、多くの都道府県において、大気汚染に関 する苦情の大半を「焼却(野焼き)」に関する苦情 が占めています。

次に、内訳は示しませんが、相対的に「焼却(野 焼き)」に関する苦情受付件数が多い都道府県に ついて、市区町村別の苦情受付件数の内訳を見る と、苦情受付件数が多い地域もあれば、ほとんど 苦情受付件数がない、あるいは全く苦情を受付け ていない地域もありました。苦情受付件数が相対 的に多い都道府県の中でも特定の地域に苦情が 集中していることが分かりました。

誌上セミナーの執筆に当たって実施した地方 公共団体へのヒアリングで伺ったところでは、野 焼きの多くは、家庭菜園を含む田畑で発生する稲 わら、籾殻、農業残渣などのゴミや、庭などで発 生する剪定枝や落ち葉などを農家や元農家の方 を含む個人の方が焼却しているケースが多いよ うです。こうした野焼きは全国的に行われていま すが、野焼きで発生する煙に対して、地方公共団 体の相談窓口に苦情を申し立てるかどうかは地 域によって対応が異なるようです。ヒアリングを した全ての地方公共団体に当てはまる訳ではあ りませんが、「焼却(野焼き)」に伴う苦情受付件 数が多い地方公共団体に見られる傾向として、田 畑が多い場所で宅地化が進み、そこに県外や都市 部から移住してきた方が自宅の周囲で行われる 野焼きで発生する煙に対して、「換気をしたいが 煙で窓が開けられない」、「洗濯物に煙の臭いがつ く」、「喘息を持っているので煙で咳が止まらなく なる」といった苦情を申立てるケースが多いよう です。また、野焼きの禁止に関する連絡を広報誌 などで見た市民から、生活環境保全上の支障はな

いのですが、煙が上がっているのを見たのでと通 報が来るケースも多いようです。

【図14】(令和3年度)都道府県別「大気汚染」に関する苦情に占める 「焼却(野焼き)」に関する苦情の受付件数



※()は大気汚染の苦情件数に占める「焼却(野焼き)」に関する苦情件数の割合

4.「工事・建設作業」に関する苦情の都道府県別の受付状況

- ・都道府県別に「工事・建設作業」に伴う大気汚染に関する苦情の受付状況を見ると、特定の地域に苦 情が集中しており、多くの地域ではあまり苦情は発生していない。
- ・「工事・建設作業」に関する苦情は、東京都及び大阪府を筆頭に、神奈川県、愛知県、兵庫県、埼玉県、 千葉県、福岡県に集中している。

最後に大気汚染に関する苦情の主な発生原因 の 15%を占める「工事・建設作業」に関する苦情 について、都道府県別にその傾向を見ていきます。

公害苦情調査結果報告書から令和3年度の都 道府県別の「工事・建設作業」に伴う大気汚染に 関する苦情の受付状況を見ると、特定の地域に苦 情が集中しており、多くの地域ではあまり苦情が 発生していないことが分かります(図15)。

「工事・建設作業」に関する苦情の都道府県別 の受付状況を見ると

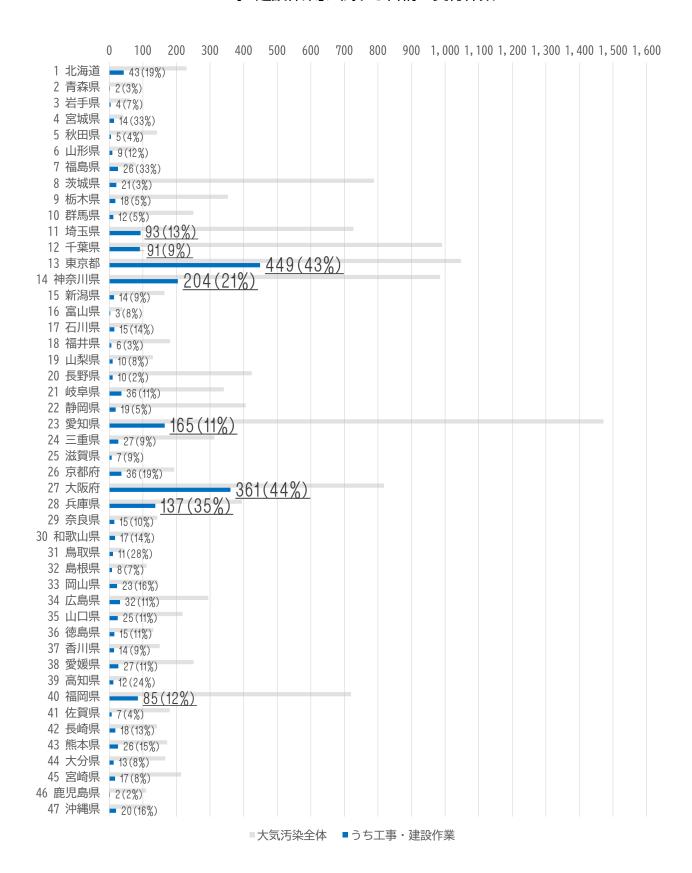
・ 50 件未満:39 (うち 15 件以内:22)

- · 50 件~100 件未満: 3 (埼玉県 (93 件)、 千葉県 (91件)、福岡県 (85件))
 - · 100 件~300 件未満: 3 (神奈川県 (204 件)、愛知県(165件)、兵庫県(137件))
 - · 300件以上: 2 (東京都 (449件)、大阪府 (361件))

となっています。

東京都及び大阪府を筆頭に、神奈川県、愛知県、 兵庫県、埼玉県、千葉県、福岡県において苦情受 付件数が多い傾向があります。

【図15】(令和3年度)都道府県別「大気汚染」に関する苦情に占める「工事・建設作業」に関する苦情の受付件数



※()は大気汚染の苦情件数に占める「工事・建設作業」に関する苦情件数の割合

5. おわりに

公害苦情調査結果報告書から大気汚染に関す る苦情の現状について見てきました。地方公共団 体の相談窓口でご対応されている皆様はどう感 じられたでしょうか。日頃の苦情対応と比較して 同じような傾向が見られたでしょうか。それとも 異なっていたでしょうか。ご感想を含め、是非、 コメントをいただけると幸いです。

さて、大気汚染に関する苦情の発生原因の 68% は「焼却(野焼き)」が占めており、その発生源は 個人によるものが 70%を占めています。誌上セ ミナーの執筆に当たって実施した地方公共団体 へのヒアリングにおいても、農家によるものだけ でなく、家庭菜園など個人によるものが多数ある ということを担当者から伺い、農家による野焼き が多いのではないかと思っていた認識が改まり

また、都道府県別の苦情受付件数の比較や地方 公共団体へのヒアリングを通して、「焼却(野焼 き) について苦情になる地域、場所とそうでな

い地域、場所があることが分かりました。地方公 共団体へのヒアリングでは、慣習的に野焼きをし ている地域で宅地化が進み、外から転居してきた 方から野焼きの煙に対する苦情が来るというこ とを多数聞きました。「焼却 (野焼き)」について 現状、苦情になっていない地域も含めて、今後、 宅地化が進む過程で苦情件数が増加していく可 能性も考えられます。

地方公共団体へのヒアリングでは、苦情の計上 の整理、発生源の傾向、苦情の内容、今後の課題 及び担当課職員の困りごとについて伺いました。 ヒアリングにご協力いただいた皆様におかれま しては、誠にありがとうございました。次回の誌 上セミナーでは、地方公共団体へのヒアリングか ら得られた野焼きに関する苦情の傾向について 整理の上、ご紹介していきたいと思います。今回 の誌上セミナーと併せて、実務を行う上でご活用 いただけると幸いです。

■次回予定

次回の誌上セミナー「大気汚染について」(第3回)では、「焼却(野焼き)」に関する苦情の傾向 を予定しています。引き続き御活用ください。